

生徒心得

(1) 礼 儀

- ① あらゆる社会生活において、相互の人格を尊重するあらわれは、礼儀である。
- ② 教師や年長の者に対しては、言葉遣いに注意し、エチケットに反しないよう心掛けること。
- ③ 校友相互間においては、理解と親しみを持って互に挨拶をかわすようにすること。
- ④ 男女生徒間は節度を保ち、互の人格を尊重し、軽率な行動を慎むこと。
- ⑤ 何事においても自分の意志を率直に述べ、常に明快であること。

(2) 校内生活

① 一 般

- ア 学校は、教職員・生徒からなる一つの理念社会であって、一步一步進歩向上すべきものである。したがって、学校においては個人個人が生徒としての責任と自覚をもって、秩序ある行動をとらなければならない。
- イ 生徒は8時50分のS・H・Rまでに登校して、準備をしておくこと。
- ウ 授業中は例外を除いて、携帯電話等・マフラー・手袋・コート類等の使用（着用）を禁止する。
- エ 公共物はていねいに取扱い、使用後は所定の場所に整頓して戻すこと。
- オ 実験室・各部屋は許可時以外にみだりに入室しないこと。
- カ 廊下は右側通行とし、敏速かつ静粛に行動すること。
- キ 拾得物や盗難紛失物のあった時は、すみやかに担任か指導部拾得物係に届け出ること。
- ク 登校後の外出は原則として禁止するが、やむを得ず外出する場合は、必ずホーム・ルーム担任の許可を受けること。
- ケ 忌引や感染症、天災事故のため出席しなかった場合は、欠席日数に入らない。（忌引日数は庶務規定参照）

② 教 室

- ア 教室は勉学と人格形成の場所であり、自己の教室として大切に使用すること。また、静粛に授業を受け、他人の勉学を妨げないように注意すること。
- イ 清潔整頓は学校全体の状態を端的にものがたり、かつ一般生徒の状況を表すものであるから、十分に気をつけねばならない。
- ウ 机、椅子は破損や落書きをしないように責任をもって使用すること。

③ 事務室

- ア 学校運営の事務、ことに公の会計事務等を取扱う事務室の出入りはみだりにしないこと。

イ 入室する際は、教員室（職員室）と同様に静かに出入すること。

④ 教員室（職員室）

ア 教員室は、教師の研究室であり事務室であるので、入室の際は正装すること。

イ 教師が不在の時は、教員室（職員室）の出入りをしないこと。

ウ 職員会議及び一斉考査の期間中（考査 1 週間前含む）は、教員室への出入りは原則としてできない。

⑤ 購買

ア 共同の楽しい憩いの場所とするため備品を大切に使用し、破損したり汚したりしないこと。

イ 係の指示にしたがい、他人の迷惑になるような態度をとらない。

⑥ 職 務

役員、当番、週番その他自治的に決定した職務や、教師より与えられた任務が正しく遂行されることは、学校社会の福祉を保つものであり、人間形成への尊い経験である。当事者は、勇気と責任をもって自己の職務を果たすようにする。また、団体生活において大切なことであるので、生徒は勤務者に責任を果たし易いように協力する。

⑦ 清 掃

学校は、私たち若人の理想育成の社会であるから、室内室外はもちろんのこと隅にいたるまでよく注意し、清潔にして美化に努める。この美化することは、若人自身をも清潔にし、美化するものである。教室・分担区域の清掃には、各ホーム・ルーム代表はもちろんの事、全生徒が責任をもって協力し、実行するよう心がけなければならない。

⑧ 服装

- ・常に端正な服装に心掛け、高校生にふさわしい清潔感と品位を保たねばならない。

- ・冬服と夏服の着用期間は、次の通りとする。

A 冬服：4月1日～5月31日 10月1日～3月31日

B 夏服：6月1日～9月30日

*それぞれ前後2週間程度を移行期間とする。

ア 服装規定（Ａ）

（ア） 制服

A 冬

- ・上 着 濃紺。二つボタンシングルブレザー、腰ポケット（フラップポケット） 左胸ポケット（エンブレム付き）
- ・スラックス グレンチェック。NY型ツータック。
- ・シャツ 長袖ボタンダウンシャツ（左衿先・左胸ポケットにmの刺繍入り）
- ・初タイ ストライプ 校章クレスト柄（式典等公式の場に臨む時は必ず着用する）

B 夏

- ・スラックス グレンチェック。NY型ツータック
- ・シャツ 半袖ボタンダウンシャツ（左衿先・左胸ポケットにmの刺繍入り）でもよい。

C 夏冬共通

- ・ベスト 紺のニットベスト（左胸にmの刺繍入り）
- ・セーター 紺のセーター（左胸にmの刺繍入り）
- ・ソックス 派手でないもの
- *夏のスラックス・シャツ、ベスト、セーターは希望購入である。
- *紺のニットベスト（左胸にmの刺繍入り）は平成29年度より着用

（イ） コート及びジャンパー等

黒、紺を主とするが濃茶、濃緑、グレー、ベージュでもよい。（派手でないもの）

（ウ） その他

- ・頭 髪 短めに整髪し清潔に心掛ける。極端な長髪や刈り上げ、染色・脱色、カール、パーマ、エクステンション等は禁止する。
- ・かばん 教科書、ノートがきちんと入るもの（デイパック・リュックサック等でもよい）
- ・靴 短靴および運動靴とする。
- ・その他 化粧、カラーコンタクトレンズ、マニキュア、指輪、ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット等の使用は禁止する。

イ 服装規定（Ｂ）

（ア） 制服

A 冬

- ・上 着 濃紺。二つボタンシングルブレザー、腰ポケット（両玉縁）、左胸ポケット（パッチポケット・エンブレム付き）

- ・スカート ピンチェック白黒１６本の車ひだ（左裾にマーク刺繍入り）
丈は膝頭（膝蓋骨中心）とする。
- ・スラックス ピンチェック白黒（冬用）
- ・ベスト 紺のニットベスト（左胸にmの刺繍入り）
- ・シャツ 白の長袖丸襟シャツ（左襟先にmの刺繍入り）
- ・リボン ネクタイと同柄のリボン 校章クレスト柄（式典等公式の場に
臨む時は必ず着用する）
- ・ネクタイ ストライプ 校章クレスト柄（式典等公式の場に臨む時は必ず
着用する）

*リボン・ネクタイは令和４年度より着用可（どちらかを選択する）

B 夏

- ・スカート サマーピンチェック、白黒１６本の車ひだ（左裾にマーク刺
繍入り）丈等は冬服に準ずる。
- ・スラックス ピンチェック白黒（夏用）
- ・ベスト 紺のニットベスト（左胸にmの刺繍入り）
- ・シャツ 白の半袖丸襟シャツ（左襟先にmの刺繍入り）でもよい。

C 夏冬共通

- ・ストッキング ベージュ系の色又は黒色
- ・ソックス 白色又は紺色・黒色
- ・セーター 紺のセーター（左胸にmの刺繍入り）

*夏のスカート・シャツ、セーターは希望購入である。

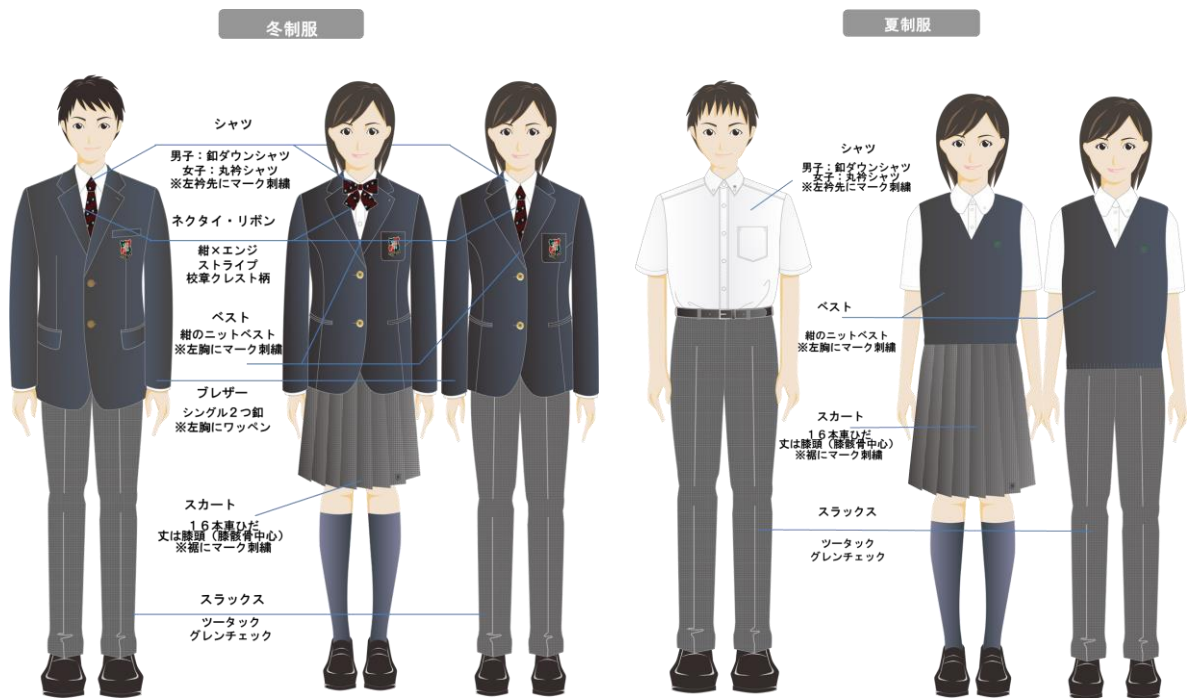
*紺のニットベスト（左胸にmの刺繍入り）は平成29年度より着用

(イ) コート及びジャンパー等

黒、紺を主とするが濃茶、濃緑、グレー、ベージュでもよい。（派手で
ないもの）

(ウ) その他

- ・頭 髪 清潔に心がける。肩より長い場合は束ねる。パーマ、カール、
刈上げ、染色・脱色、エクステンション等は禁止する。リボン、
飾りどめは派手でないものとする。
- ・かばん 教科書、ノートがきちんと入るもの（デイパック・リュック
サック等でもよい）
- ・靴 短靴および運動靴とする。
- ・その他 化粧、カラーコンタクトレンズ、マニキュア、指輪、ピアス、
イヤリング、ネックレス、ブレスレット等の使用は禁止する。



⑨ 所持品

ア 所持品

- (ア) 所持品には、必ず学年・学科・氏名を明記すること。
- (イ) 学習上不要なものは、学校に持参しないこと。
- (ウ) 必要以外のお金は持参しないようにし、必要ある場合はホーム・ルーム担任等に預けること。
- (エ) 体育、実習などで教室を離れるような場合には、現金、時計などの貴重品を週番や見学者に責任をもって管理してもらうこと。
- (オ) 金銭物品などの貸借はしないこと。

⑩ 掲示

掲示とは、学校からの重要公示である。学校生活に大切な掲示なので、生徒は登下校時常に注意すること。また、掲示物を破損汚損してはならない。

- (ア) 生徒が掲示する時は、掲示内容、責任者氏名、掲示期間、掲示場所を指導部に願い出て、その許可を得ること。
- (イ) 責任者は、掲示期間が終了したものを直ちに撤去すること。

(3) 校外生活

① 一般

生徒として守らなければならない規定（規則）は、学校の内外を問わない。むしろ、日常の教育活動の成果が良く現れるのが校外生活である。家庭及び交友関係やスポーツ、実習、社会奉仕等に日頃の研究を活用し、率先して社会的責任ある行動をとるべきである。

② 通学

ア 通学生は、定期券及び身分証明書を常に携帯すること。

イ 右側歩行等交通規則を守り、交通道徳を率先して励行すること。

ウ 電車、バス等の乗り物を利用する生徒は、特に公衆道徳を守り、高齢者などに進んで席を譲るといった心の余裕を持つこと。

③ 娯楽場、飲食店等、パチンコ店

高校生としてふさわしくない娯楽場、飲食店、パチンコ店等に出入りをしないこと。

④ 夜間外出、外泊

夜遅くの外出は慎むこと。また、学校で認められた外泊以外は禁止する。

⑤ 学割使用上の注意事項

学生生徒旅客運賃割引証はＪＲ片道100 k m以上の場合に利用できる。必要とする場合は担任に申し出ること。

ア 実験実習などの正規の教育活動

イ 学校が認めた特別教育活動、または体育文化に関する正課外の教育活動

ウ 就職または進学のための受験等

エ 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加

オ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理

カ 保護者の旅行への随行

キ その他妥当であると認めたとき

⑥ アルバイト

アルバイトは、学業の補助を目的とし、届出により許可を受ける。アルバイトをするに当たっては、事故のないよう安全に留意すること。ただし、下記のいずれかに該当する業務の場合は、禁止する。

(ア) 酒席や遊興的接客業（居酒屋、パチンコ店など）

(イ) 警備業

(ウ) 危険をともなう業務

(エ) 深夜にわたる業務

(オ) その他学業に支障が生じると思われる業務

アルバイト許可心得

- ・アルバイト実施時間は、午後9時までとする。また、休日8時間を越えて、アルバイトをすることはできません。
- ・許可できる期間は、その年度の3月末までとし、継続してアルバイトをする場合は翌年度、新たに許可申請の必要があります。
- ・無届けのアルバイト実施は、学校生活に乱れが生じたと認められた場合には、以後のアルバイトを禁止することもあります。
- ・辞めた場合には、速やかに担任を通して、生徒指導部に報告してください。

⑦ 自転車・バイク通学及び免許取得

ア 自転車通学

- (ア) 自転車による通学を希望するものは「自転車通学届」を提出する。
- (イ) 通学用自転車は、防犯登録及び自転車総合保険に加入することが望ましい。
- (ウ) 生徒指導部より車体検査を受けてから、購入したステッカーを自転車に貼る。
- (エ) 自転車は、他人に貸したり借りたりしてはいけない。交通法規を守り常に安全を心掛ける。
- (オ) 自転車は、決められた駐輪場に鍵をかけて置き、授業中は立ち入らない。また校外においては、公の駐輪場以外に放置をしてはならない。

イ バイク通学

- (ア) バイクによる通学は、2学年1学期より許可される。通学希望者は「バイク通学許可願」を提出し、車体点検を受けた上で保護者同伴の上許可を受ける。
- (イ) バイク通学するには、必ず任意保険に加入する。
- (ウ) バイク通学は、通学距離が（地図上）直線距離で片道5キロ以上とし、交通手段上不便をきたす地域とすること。
- (エ) バイク通学に際しては「バイク通学許可証」を常時携帯し、バイクに所定のステッカーを貼る。
- (オ) バイク通学者は、定期的に学校で行う法規講習会及びバイク講習会に出席し、車体点検を受けなければならない。
- (カ) バイクは、決められた駐車場に鍵を掛けて置き、授業中は立ち入らない。
- (キ) バイクは、他人に貸したり借りたりしてはならない。交通法規を守り、常に安全を心掛ける。
- (ク) バイク通学時は長袖・長ズボンを着用し、怪我等の防止に心掛ける。ただし、本校の体育ジャージ以外のものを着用し、登下校時は駐輪場で長袖・長ズボンを脱着すること。
- (ケ) 交通事故・交通違反を犯した時は、速やかに学校に連絡する。
- (コ) 上記に違反した時は、バイク通学を取り消す場合もある。
- (サ) ハンドル・マフラー等の改造した場合は通学許可を取り消す。ナンバープ

レートの折り曲げや割れている場合は速やかに新たなナンバープレートに更新する。

ウ バイク・四輪車免許取得

(ア) バイク免許は、原動機付自転車（５０ＣＣ）までとし、事前に「バイク取得許可願」を生徒指導部に提出する。また、その免許証を提示する。

(イ) 四輪車の免許取得の開始時期は、最終学年の２学期中間考査最終日以降とし、事前に「運転免許取得許可願」を生徒指導部に提出する。免許取得後、「自動車運転免許証取得届」を提出しその免許証を提示する。卒業まで四輪車運転（同乗）を厳禁とする。

(ウ) 免許取得は休業中に行うものとし、絶対に学校を休んで行かないこと。

(エ) 生徒指導部の求めに応じて、定期的に免許証を提示すること。

⑧ その他

ア 次の事項は厳禁とする。

(ア) 法に触れる行為（喫煙、飲酒、暴力、脅迫行為、万引き、薬物等）

(イ) 暴走族等の参加

(ウ) 携帯電話等による掲示板への他人の悪口、事実と異なる書き込み

(エ) その他生徒として好ましくない行為